

## 職業リハビリテーションを担う人材

## 職業リハビリテーションを担う人材

### 1. 地域障害者職業センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成						
障害者職業カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者に対する職業評価(職業リハビリテーション計画の策定)</li> <li>・ 障害者に対する職業指導(職業リハビリテーションカウンセリング)</li> <li>・ 障害者に対する職業準備支援、OA講習(職業準備訓練、職業講習)を行うこと。</li> <li>・ 障害者及び事業主に対する職場適応援助者による支援</li> <li>・ 障害者及び事業主に対する職場復帰支援</li> <li>・ 障害者に対する職場適応指導</li> <li>・ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言・援助</li> <li>・ 職場適応援助者の養成・研修</li> <li>・ 知的障害者及び重度知的障害者の判定(原則として、障害者職業カウンセラーとして2年以上の経験を有する者) 上記に付随し、関係機関との連絡・調整、関係機関に対する専門的な職業リハビリテーション技法の提供、職業リハビリテーションに関する情報の収集・提供、ケース会議の運営等を実施</li> </ul>	<p>厚生労働大臣が指定する試験*<sup>1</sup>に合格し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習*<sup>2</sup>を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者*<sup>3</sup></p> <p>*1:厚生労働大臣が指定する試験 高障機構が実施する、障害者職業センターにおいて障害者職業カウンセラーとなる職員を採用するための試験</p> <p>*2:厚生労働大臣が指定する講習 高障機構が実施する、障害者職業センターに於いて障害者職業カウンセラーとして必要とされる基礎的な知識及び技術を付与するための講習</p> <p>*3:その他厚生労働省令で定める資格を有する者 公共職業安定所において、5年以上障害者の職業紹介に係る事務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の経験を有する者と厚生労働大臣が認める者</p>	<p>[厚生労働大臣が指定する講習]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規採用者を対象</li> <li>・ 期間：1年間  <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">前期合同講習</td> <td style="padding-left: 5px;">1ヵ月程度</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">実地講習</td> <td style="padding-left: 5px;">9ヵ月程度</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">後期合同講習</td> <td style="padding-left: 5px;">2ヵ月程度</td> </tr> </table> </li> <li>・ 前期と後期は総合センター、実地は配属先の地域センターで実施</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>「フォローアップ研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用後3年程度の者を対象</li> <li>・ 期間：3日間</li> <li>・ 総合センターで実施</li> </ul> <p>「専門第二期研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用後5年程度の者を対象</li> <li>・ 期間：7日間</li> <li>・ 総合センターで実施</li> </ul> <p>「専門第三期研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用後9年程度の者を対象</li> <li>・ 期間：7日間</li> <li>・ 総合センターで実施</li> </ul>	前期合同講習	1ヵ月程度	実地講習	9ヵ月程度	後期合同講習	2ヵ月程度
前期合同講習	1ヵ月程度								
実地講習	9ヵ月程度								
後期合同講習	2ヵ月程度								
評価アシスタント	<p>(職業評価業務を担当する障害者職業カウンセラーの指示に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業準備支援における職業評価の補助</li> <li>・ 職業準備支援における作業支援</li> </ul>	<p>次のいずれかの業務に概ね1年以上従事した経験のある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域障害者職業センター等の施設における職業リハビリテーション業務</li> </ul>	特になし						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業状況の観察及び記録のとりまとめ</li> <li>職業準備講習カリキュラムの実施</li> <li>職業準備支援及びOA講習の対象者のフォローアップ</li> <li>職業準備支援の実施に係る関係機関等との連絡及び調整に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所における障害者の職業指導に関する業務</li> <li>特殊教育諸学校における障害者の指導に関する業務</li> <li>福祉・医療機関等における障害者の作業指導等に関する業務</li> <li>民間事業所における障害者の作業指導又は労務管理の業務</li> <li>障害者関係団体における障害者の相談又は指導に関する業務</li> </ul>	
ジョブコーチ(配置型)	<p>(ジョブコーチ支援事業を担当する障害者職業カウンセラーの指示に基づく(一部、評価担当カウンセラーの指示に基づく))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援実施事業所の職場環境等の把握・分析並びに支援対象者に係る適応状況の把握及び問題点の整理</li> <li>支援対象者に対する職場適応のための指導・援助</li> <li>支援対象事業主に対する支援対象者の雇用管理全般にわたる指導・助言</li> <li>支援対象者の家族に対する支援対象者の職業生活の安定のための指導・助言</li> <li>通勤指導の実施</li> <li>事業終了後のフォローアップの実施</li> <li>支援記録の作成</li> <li>地域センターにおけるジョブコーチ養成研修実施に係る補助</li> <li>職業準備支援における作業支援</li> </ul> <p>※ 1人の支援対象障害者に対して複数担当制(ジョブコー</p>	<p>次のいずれかの業務に概ね1年以上従事した経験のある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域障害者職業センター等の施設における障害者職業カウンセラー業務</li> <li>公共職業安定所における障害者の職業指導に関する業務</li> <li>特殊教育諸学校における障害者の指導に関する業務</li> <li>福祉施設における障害者の作業指導等に関する業務</li> <li>民間事業所における障害者の作業指導又は労務管理の業務</li> <li>障害者関係団体における障害者の相談又は指導に関する業務</li> </ul>	<p>[配置要件として]</p> <p>高障機構が実施する「配置型職場適応援助者養成研修」を修了した者(「第1号職場適応援助者養成研修」を修了した者も可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合センター及び地域センターで実施</li> <li>45時間以上</li> </ul>

	チ(配置型)同士又はジョブコーチ(配置型)と第1号ジョブコーチとの組み合わせによるペア)で支援		
リワークアシスタント	<p>(精神障害者を主に担当する障害者職業カウンセラーの指示に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場復帰支援に係る障害者の支援の実施</li> <li>・ 職場復帰支援に係る事業主の支援の補助</li> <li>・ 対人技能等の習得のための支援の実施(職業準備支援における自立支援カリキュラムの実施)</li> <li>・ 障害者の職場適応指導の実施</li> <li>・ 支援終了後のフォローアップ</li> <li>・ 支援の実施に係る事業主、医師、関係機関等との連絡及び調整の補助</li> </ul>	<p>次のいずれかの業務に概ね1年以上従事した経験のある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業所等における障害者の作業指導又は労務管理の業務</li> <li>・ 民間事業所等における従業員の労務管理のうちメンタルヘルスマネジメントに係る業務</li> <li>・ 地域障害者職業センター等の施設における職業リハビリテーション業務</li> <li>・ 精神障害者関連の福祉・医療機関等における障害者の作業指導・就労支援等に関する業務</li> <li>・ 精神障害者関係団体における障害者の相談又は指導に関する業務</li> </ul>	<p>「リワークアシスタント研修」(平成17年10月(事業開始時)実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合センターで実施</li> <li>・ 3日間</li> </ul> <p>「リワークアシスタント経験交流会」(平成18年9月実施予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合センターで実施</li> <li>・ 2日間</li> </ul>

## 2. ハローワーク

専門援助部門の統括職業指導官等の下、専門的な知識・経験を有する者を委嘱し、ハローワークに配置。

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
精神障害者ジョブコンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等に対して、精神障害に関する医学的知見に基づいて助言、指導を行うこと。</li> <li>・ 精神障害者である求職者本人、家族、事業主等に対する、職業生活に関する相談、指導を行うこと。</li> </ul>	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等の資格を有し、精神障害者の就労支援の経験を有する者	特になし
障害者専門支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求職障害者の障害の態様や適性を把握するとともに、職業紹介を行うために必要な援助について明らかにすること。</li> </ul>	障害の理解、障害者の雇用管理上必要な配慮、障害者の職業リハビリテーションに関する理解等の専門的知識を有する	<p>「障害者支援経験交流会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者専門支援員を対象(各都道府県労働局職業対策課長が推薦)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域障害者職業センター等の職業リハビリテーション実施機関、福祉関係機関、医療機関との調整を行うこと。</li> <li>・ 障害者向け求人開拓の実施について、雇用指導官、求人部門と協力すること。</li> <li>・ 求職障害者の紹介に同行し事業主への助言を行うとともに、採用後も必要に応じて事業主に対する助言を行うこと。</li> </ul>	者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年1回</li> <li>・ 本省主催</li> </ul>
職業相談員(障害者職業相談担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職を希望する障害者、その家族等に対して、職業に関する相談、職業生活に関する相談等を行うこと。</li> <li>・ 障害者の家庭等を訪問し、本人、その家族等に対して、安心した職業生活を送るための相談等を行うこと。</li> <li>・ 障害者を雇用する事業所を訪問し、職場適応の状況の把握を行うこと。</li> <li>・ 福祉施設、養護学校、病院、保健所等、障害者関係施設を訪問し、障害者の求職状況の把握を行うこと。</li> </ul>	社会的信望があり、障害者の職業問題について理解と関心を有する者	特になし
職業相談員(求人開拓担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用率が未達成の企業を中心に、事業所への電話、訪問等により、管内の雇用失業情勢、求職失業者の動向に応じた求人を開拓すること。</li> <li>・ 事業所との接触を通じ、必要に応じ、求職情報、労働市場の情報、各種助成金の情報等求人を確保するに当たり効果的な情報を提供すること。</li> <li>・ 経済団体、個別企業等に対する協力要請により求人開拓を推進すること。</li> <li>・ 求人開拓業務に関して内部の事務処理、開拓求人のアフターフォロー等を行うこと。</li> </ul>	これまでの経歴等から、企業とのつながりや企業に関する知識、障害者の雇用に関する知識等を活かした障害者求人開拓の推進を期待できる者	特になし
手話協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等に随伴し、ろうあ者と手話をかかわすことにより、ろうあ者に対する就職指導業務に協力すること。</li> </ul>	手話通訳ができる者であって次に掲げる要件を具備している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的信望があり、当該地域の聴覚障害</li> </ul>	特になし